+七条の憲法とは(原文・現代語訳・内容) わかりやすく解説

十七条の憲法とは

「十七条(じゅうしちじょう)の憲法(けんぽう)」をヒトコトでいうと?

ザックリいうと

飛鳥時代(あすかじだい)の朝廷(ちょうてい)ではたらく役人たちの心が まえをまとめたもの。聖徳太子が作ったとされる。

憲法とは

憲法とは、カンタンに言うと「基本となるきまり」のことだよ。 とくに、国民や国をまとめるために、一番基本になるきまりとして作られる んだ。

「十七条の憲法」はいつ・誰が作った憲法なの?

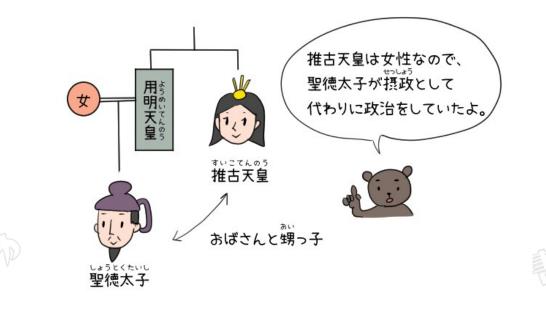
十七条の憲法は、604年の飛鳥時代に推古天皇の摂政の聖徳太子が作ったと されているよ。

摂政というのは、天皇の代わりに政治をする役のことだよ。

天皇がまだ子供だったり、女性だったりすると、摂政が代わりに政治を行っ てサポートしたんだ。

推古天皇は女性の天皇だったので、推古天皇の甥(おい)っ子の聖徳太子が 摂政になったんだよ。





本当に聖徳太子が作ったのかはナゾ

ちなみに、「作ったとされている」と書いたように、本当に聖徳太子が 十七条の憲法を作ったのかどうかの証拠はないんだ。

聖徳太子は「すばらしい人物」としてとても人気だったので、他の人がした 事まで「聖徳太子のお手柄(てがら)」にされてしまった可能性もあるんだ って。

学校の教科書では聖徳太子が作ったと学習するけれど、「実は他の人が 作ったもの」だとか、「実は作るときに協力しただけ」など、今は色々な説も あるよ。



十七条の憲法を作った目的

聖徳太子が十七条の憲法を作った目的は、大きく3つあると考えられている よ。

I. 中国と対等(たいとう)になるため

この時代のころは、中国は日本よりもすすんだ文化を持っている「大国(たいこく)」だったんだ。

ここでいう「大国」は、まわりの国に比べて力が強いとか、文化がすすんで いるという意味だよ。

聖徳太子は、中国のすすんだ文化を勉強して日本にも取り入れることで、日 本も「中国に対抗(たいこう)できる」ような国になることを目指したよ。

そのためには、日本から中国へお使いを行かせて勉強させたりする必要があるよね。

それには、日本が「ちゃんとした国」だと中国に認めてもらう必要があるん だ。

「ちゃんとした国かどうか」は、「国の基本となるきまり」があるかどうか が、ひとつのポイントだったんだよ。

そこで、聖徳太子は仏教などの教えを参考にして、「国をまとめるための基 本となるきまり」になる十七条の憲法を作ったんだ。

2. 朝廷で働く役人たちをまとめるため

このころは、豪族(ごうぞく)たちがどんどん力をつけていた時代。 力をつけた豪族たちは、お互いに争ったりすることも多かったし、朝廷で 力を持とうとする者もいたりしたんだ。



カを持った豪族の出身というだけで、朝廷でも高い位(くらい)の仕事につ けたりしてしまっていたんだよ。

聖徳太子は、決まった豪族ばかりが力を持たないように、「力のある豪族出 身かどうか」ではなく、「才能があるかどうか」で働く人を選ぼうと考えた んだ。

そのために「冠位十二階(かんいじゅうにかい)」というルールも作っているよ。

でも、そうすると色々な豪族出身の人が一緒に朝廷で仕事をすることになる よね。

意見のあわない豪族同士で争いがおこったりすると大変だね。

そこで、争いが起きないように「朝廷で働く役人の心がまえ」を作ることに したんだ。

つまり「十七条の憲法」は、朝廷で働く役人たちが守るべきルールの役割だ った、ということだね。

学校でも、クラスのみんなが仲良く過ごして良いクラスになるように、クラ スごとに「クラスの目標」みたいなのを決めたりするよね。 それと同じイメージかな。

3. 天皇中心の政治をおこなうため

カをつけた豪族の中には、自分を中心に政治でも勝手なことをしてしまうものもいたんだ。

そこで、聖徳太子は十七条の憲法に「天皇の命令は守らなくてはならない」 というルールを入れたんだ。

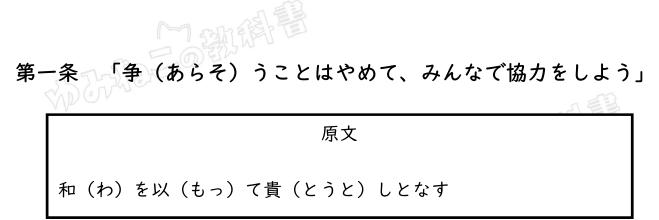
豪族の力をおさえて、天皇を中心とした政治ができるようにしたんだね。



十七条の憲法 内容

+七条の憲法とはどんな内容なのか、「17個のきまり」の内容を全部、わかりやすい言葉で紹介するよ。

実際に書いてある通りの言葉も「原文(げんぶん)」として紹介しているの で、参考にしてね。

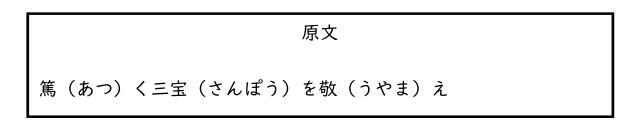


豪族同士で争うことが多かったからね。ケンカはやめて、みんなで協力した ほうが日本の政治は良くなるよね。

国の政治を良いものにするためには、仲良くすることが大切だ、と言ってい るんだね。

※和(わ)=なかよくすることだね。
※貴(とうと)し=「貴重(きちょう)」で使われるように、大切なもの、
という意味だよ。

第二条 「仏教を深く信じましょう」





日本に仏教が伝わったのは538年ごろ。もともとは神道(しんどう)といって「神様」を信じていたんだよ。

仏教が伝わっても、「神様以外を信じるなんて!」と反対する人も多かった。

でも聖徳太子は仏教を取り入れることには賛成だったし、仏教を信じること で人々が幸せになり、平和に過ごせると考えていたよ。

だから、「仏教を信じよう」というきまりを入れたんだね。

※篤(あつ)く=深くという意味だよ。

※三宝(さんぽう)=①「仏様」と②「仏様の教え」と③「仏教を伝える僧 (そう)」の「3つの宝」のことだよ。それぞれを|字で表して「仏・法・ 僧」というよ。

第三条 「天皇の命令は必ず守ること」

原文

詔(みことのり)を承(う)けては必ず謹(つつし)め

力をつけた豪族が朝廷でも偉くなって勝手なことをしたりしてしまってい た。

そこで聖徳太子は「天皇を中心とした政治」にするために、「天皇の命令を 守る」というきまりを作って豪族の力をおさえようとしたんだね。

※詔(みことのり)=天皇の命令のことだよ。

※承(う)けては=「承知(しょうち)しました」という言葉があるよう に、命令をうけるという意味で使われているね。

※謹(つつし)め=謹(つつし)むというのは、おとなしく控(ひか)えめにするという意味だよ。天皇の命令に逆らわず守りなさい、という意味で使われているんだね。



第四条 「役人たちは、礼儀正しくすること」

原文	
群卿百寮(ぐんけいひゃくりょう)、礼(れい)を以(も)って 本(もと)となせ	

役人というのは、朝廷で働く人たちのことだよ。

国を治(おさ)めるには、朝廷は国の人々に信じてもらえるように、きちん としていなくてはならないよね。

朝廷の役人がきちんと礼儀正しくしていれば、自然と国はまとまっていくと 聖徳太子は考えていたんだね。

※群卿(ぐんけい)と百寮(ひゃくりょう)というのは、朝廷で働く役人の ことだよ。

※本(もと)となせ=礼儀正しくするのを基本としなさい、という意味で使われているんだね。

第五条 「裁判(さいばん)は公平にすること」

的抗杀了	
	原文
贅(むさ)ぼることを絶(た) て	ち欲しいままにすることを棄(す)
	1-3-1-52 (C)

争いがあったとき、どちらが悪いかとか、どうやって償(つぐな)うかを決めたりするのが裁判だね。

それまでは、「力のある豪族」とか「お金を持っている人」が裁判でズルを することもあったんだ。

ズルはやめて、公平に裁判をしなければならない、というきまりだね。



※贅(むさ)ぼる=欲深(よくぶか)く欲しがることだよ。

※絶(た)ち=断絶(だんぜつ)で使われているように、「やめる」という 意味だね。

※棄(す)て=放棄(ほうき)するということだね。

「お金をあげるから、裁判で勝たしてね」なんて約束をしてしまうのもズル だよね。

欲しがることをやめれば、公平に裁判ができるということだね。

第六条「悪をこらしめ、善(ぜん)をすすめること」

原文 悪(あ)しきを懲(こ)らし善(よ)きを勧(すす)める

「悪い」ことはやめさせて、「善(よ)い」ことをするようにしましょう、 というきまりだね。

第七条 「その役目(やくめ)にあった人に、仕事をさせること」

人には各(おのおの)任(にん)有(あ)り。掌(つかさど)るこ と宜(よろ)しく濫(みだ)れざるべし

原文

それまでは「力のある豪族」が、その一族の出身だというだけで決まった役 についたりすることが出来てしまったし、逆にその一族の為にわざわざ仕事 を用意したりすることまであったんだ。



人にはそれぞれその人に合った任務(にんむ)があるので、「その役に合っ ているか?」をきちんと考えて仕事をさせなさい、と言っているんだよ。 そして、仕事で手にした権利(けんり)を乱用(らんよう)するのはいけな い、と言っているね。

※掌(つかさど)るとは、「役目としてその仕事をすること」という意味だよ。担当(たんとう)する、というイメージ。
※濫(みだ)れるは、「川が氾濫(はんらん)する」で使われているように、「やりすぎて道から外れる」という意味があるよ。

第八条 「役人は、朝早くから夜遅くまで一生懸命仕事をするこ と」

原文

群卿百寮(ぐんけいひゃくりょう)、早く朝(まい)り晏(おそ) く退(さが)れ

役人というのは朝廷で仕事をする人達のことだったよね。

国の政治をする朝廷はとても大切なところだから、役人は「早く来て、遅く 帰る」こと、つまり朝早くから夜遅くまで仕事をがんばりましょう、という 意味だよ。

※朝という字には、実は「来る」という意味があるんだよ。
※晏は「遅い」という意味だよ。
※退は「退場」で使うように、「その場からいなくなる」という意味だよね。



第九条 「信じることが一番大切。お互いを信じよう」

原文 信(しん)は是(こ)れ義(ぎ)の本(もと)なり・・群臣(ぐん しん)共(とも)に信(しん)あるときは、何事(なにごと)か成 (な)ら不(ざ)らん

聖徳太子が憲法を作るときに参考にした中国の「儒教(じゅきょう)」とい う教えでは、人間関係で大切なのもののひとつを「信(しん)」だと言って いるんだ。

聖徳太子はこの「信」を「特に一番大切」と考えていたよ。

お互いが信じあっていれば、できないことは何もない、と言っているんだ。

※義(ぎ)とは、「正しい道」ということだよ。

※「本(もと)なり」というのは、「基本」とか「根本(こんぽん)」、つ まり一番大切なものということだね。

※群臣(ぐんしん)とは、朝廷ではたらく役人のうち、「上司」と「部下」 のイメージ。

※「何事か成(な)らざらん」とは、何事も成功する、つまり「できないこ とはない」という意味だよ。

The OV

第十条 「人の意見が自分と違っても、おこらないようにしよう」

原文

忿(いかり)を絶(た)ち瞋(いかり)を棄(す)て、人の違(た が)うを怒(いか)らざれ



人の意見や考えが自分とは違う時でも、怒らないようにしようということだね。

人にはみんな心があって、それぞれ考えていることがあるんだ。

それは誰が正しいとか、間違まちがっていると決めつけることは出来ないん だ。

聖徳太子の時代、「仏教を受け入れるかどうか」で賛成の人と反対の人で憎 にくみあって、殺ころし合いをすることさえあったんだ。

「自分と違う考えは許さない」という考え方をすると、争いが生まれてしま うと聖徳太子は考えて、このきまりを作ったんだね。

※忿(いかり)とは、仏教で教えられる煩悩(ぼんのう)の一つで、「いか る・おこる」という意味。

※瞋(いかり)も、仏教で教える煩悩の一つで、「おこる」という意味だ よ。

第十一条 「功績(こうせき)と過失(かしつ)ははっきりとさせて、きちんと賞罰(しょうばつ)をあたえましょう」

原文

功過(こうか)を明(あき)らかに察(さっ)して、賞罰(しょう ばつ)必ず當(あ)てよ

功績というのは、「おてがら」のことだよ。過失は、「まちがい」のこと。 「おてがら」に対してはご褒美(ほうび)である「賞」を与えなくてはいけ ないし、「まちがい」にはきちんと「罰」を与えなくてはいけない、と言っ ているんだね。

豪族が力を持っていたときは、「どんな一族の人間か」によって、悪いこと をしても罰がなかったり、逆にせっかくいいことをしても、身分が高くなか ったから何も賞をもらえないまま、ということばかりだったんだ。



聖徳太子は、「冠位十二階」を作ったように、「どんな身分か」で評価(ひょうか)されるのではなく、「なにをしたか」で、その人自身に位を与える べきだと考えていたんだ。

※功過(こうか)とは、「功績(こうせき)」と「過失(かしつ)」を合わ せた言葉だね。

※「明(あき)らかに察(さっ)して」は、「きちんと把握(はあく)する」という意味だね。

※當という字は、「当」と同じようなイメージ。「相当(そうとう)」という言葉に使われるように、なにかを「〇〇とする」という意味なんだ。たとえば「100万円相当(そうとう)」とは、「100万円の価値(かち)があるとする」という意味だよね。つまり、人の行いに対して、賞や罰を当てはめる意味として使われているんだね。

第十二条 「土地や民は天皇のものなので、役人は勝手に税をとっ てはいけない」

原文

国に二君(にくん)非(な)く、民(たみ)に両主(りょうしゅ) 無し・・任(にん)ずる所の官司(つかさ)は皆是(みなこれ)れ 王の臣(しん)なり。何ぞ敢(あ)えて公(おおやけ)と興(と も)に百姓(ひゃくしょう)に賦斂(ふれん)せん。

豪族が力を持ちすぎて勝手なことをしていた頃、天皇の為に働くはずの役人 が、自分たちの分として百姓から税をとることがあったんだ。

「国のトップは天皇だけ」「民にとって主人は2人もいない(天皇だけということ)」であるのに、「なぜ、天皇の為に働いている役人が百姓から勝手 に税をとっているのか?そんなことは許されないよ」と言っているんだね。



※官司とは、天皇から任務(にんむ)をうけて地方で税を集める仕事などす る役人たちのことだよ。

※賦とは、「年貢(ねんぐ)」とか「貢(みつ)ぎもの」という意味をもっ ているんだ。

※斂とは、「おさめる」という意味だよ。

第十三条 「役人は、自分以外の人の仕事のことも知っておくよう に」



朝廷ではたらく役人たちは、自分の仕事はもちろん、自分以外の人の仕事内 容も理解していないといけないと言っているんだ。

突然病気になったり、中国などへお使いに行くことだってあるよね。 そんな時に、「その仕事をしていた人から何も聞いていないから何も分から ない」ということになると、朝廷の仕事スムーズにいかなくなってしまう。 それまで、朝廷の役人の仕事の仕方はだらしないことが多かったので、聖徳 太子はこうやって役人の仕事の仕方を良くさせようとしていたんだ。

※諸は、「いろいろな」という意味だね。 ※職掌は、「役目」という意味だよ。



第十四条 「役人は、お互いに嫉妬(しっと)してはいけない」

原文

群臣百寮(ぐんしんひゃくりょう)、嫉妬(しっと)有ること無か れ



凄(すご)い才能を持っている人や、知識を持っている人に対して「ズル い」とか、「悔(くや)しいから足をひっぱってやろう」なんてお互いに 嫉妬していると、せっかくの才能や知識が無駄になってしまう。 それは国にとっても良いことではないよね。せっかくの素晴らしい人が駄目 にされてしまうんだから。 なので、朝廷で働く役人たちはお互いに嫉妬することはやめよう、ときまり を作ったんだね。

第十五条「自分が得することを考えずに、国を大切にすることを考 えよう」

原文

私(わたくし)に背(そむ)きて公(おおやけ)に向かうは、是 (これ)臣(しん)の道なり

私というのは、「自分のこと」だよね。「公」は、国とか天皇とか民のこと なんだ。

自分のことばかり考えないで、みんな(国)のことを考えることが天皇の為 に働く役人にとって大切なことだよ、と言っているんだ。

※「背(そむ)く」とは、「逆(さか)らって反抗(はんこう)する」とい



う意味だよ。ここでは、自分に逆らうということ。

第十六条 「民を使うときは、時期(じき)をよく考えよう」

原文

民(たみ)を使うに時を以(もっ)てするは、古(いにしえ)の良 典(よきのり)なり・・それ農(たつく)らざれば何をか食(く ら)い。桑(こがい)せずは何をか服(き)ん。

この時代では、国民がおさめる税の一つに「朝廷の為に働く」というのがあ ったんだ。 でもこの「働かせる時期(じき・タイミングのこと)」を間違うと大変だ よ、ということを言っているんだ。

なぜなら、民は農耕や養蚕(ようさん)をしているよね。

農耕や養蚕には忙しい時期というのがあるんだ。春から秋は特に大忙し。 そんな時期に、朝廷で働かせてしまうと、肝心(かんじん)の農業や養蚕が 出来ないままになってしまって、食べるものも着るものもなくなってしまう よ、と言っているんだね。

※「時を以(もっ)てする」というのは、「時期を考える」ということだね。

※「古(いにしえ)の良典(よきのり)なり」というのは、「昔から言われ ている良い教え」ということだよ。

※「農(たつく)らざれば」というのは「農耕(のうこう)をしなければ」 ということ。

※「桑(こがい)せず」は「養蚕(ようさん)をしなければ」ということだね。



第十七条 「大切なことは、必ずみんなで相談して決めるようにし よう」

原文 夫(そ)れ事は獨(ひと)り断(だん)ず不可(べか)らず。必ず 衆(しゅう)と興(とも)に宜(よろ)しく論(ろん)ずべし。

ひとりだけで何かを決めてしまうと、間違った判断をしてしまうことがある かもしれない。 カンタンなことならいいけれど、国の大切なことを決めたりするようなとき は、絶対にひとりだけで決めないで、みんなで話し合って決めなさい、と言 っているんだね。

※「獨(ひと)り」とは「独り=ひとり」ということだよ。

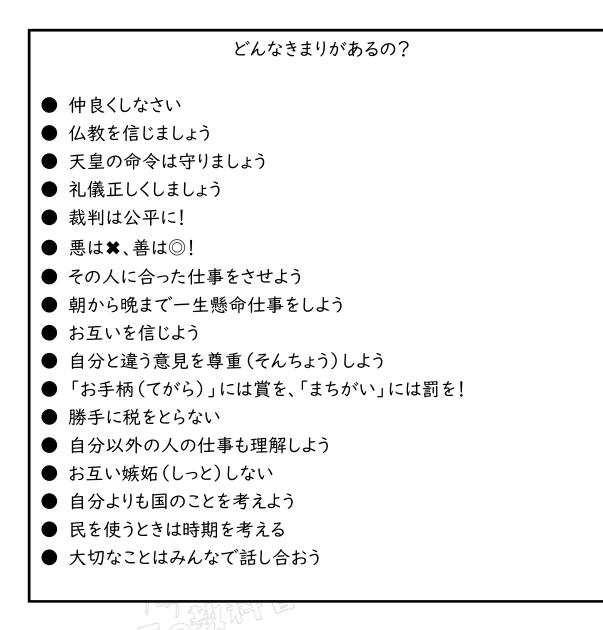
※「断(だん)ず」とは、「判断」で使われるように、何かを決めたりする ことだね。

※「衆(しゅう)」は、「皆の衆」と使われるように、「みんな」のことを 表しているよ。

十七条の憲法まとめ

作られたのは飛鳥時代の604年。
 作ったのは推古天皇の摂政だった聖徳太子とされている
 作った理由①中国と対等な国づくりを目指した
 作った理由②朝廷で働く役人たちをまとめる
 作った理由③天皇中心の政治をするため





「憲法」とはいっても、現代の憲法とは色々違うね。

この「十七条の憲法」は、中国にも対抗できるような「強い国に日本がなれ るように」、豪族の力をおさえて、天皇を中心とした政治をするために考え て作られたんだね。

そしてより良い国づくりをするために、朝廷の役人はどうあるべきかを伝え ようとしているんだね。

